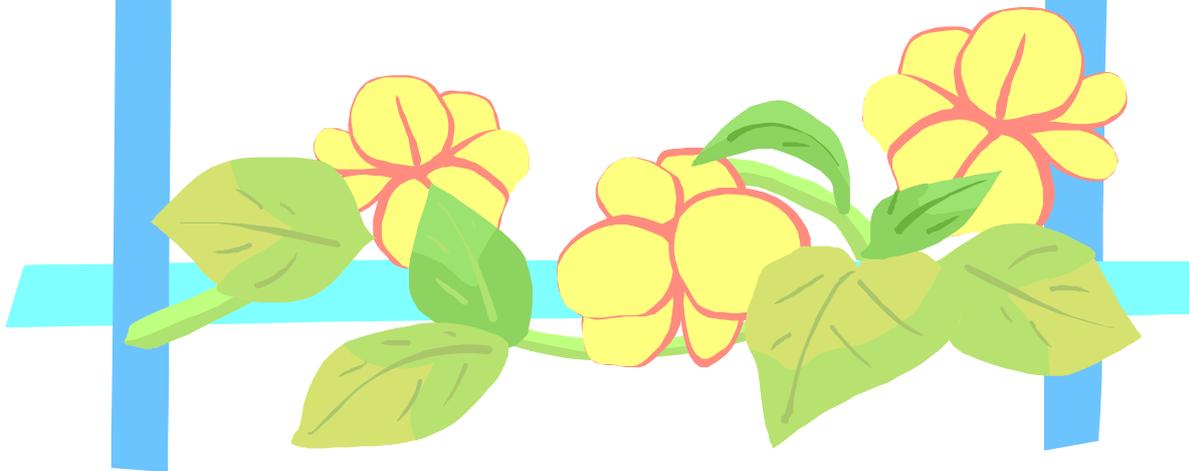


巻末資料

- 資料 1 盛岡市子ども・若者育成支援計画
策定の経過・・・48
- 資料 2 子ども・若者育成支援推進法・・・49
- 資料 3 盛岡市青少年問題協議会設置条例・・・56
- 資料 4 盛岡市子ども・若者行政推進連絡会議要領
・・・58
- 資料 5 青少年行政のあゆみ・・・59
- 資料 6 もりおかユース塾公開講座（平成 23 年度）
斎藤 環 氏 湯浅 誠 氏 対談録
テーマ「ニート・ひきこもり・貧困を考える」
・・・60
- 資料 7 用語解説・・・74



資料 1 盛岡市子ども・若者育成支援計画策定の経過

平成26年	2月	14日	平成25年度第2回盛岡市青少年問題協議会 ・市町村子ども・若者育成支援計画の位置付けについて
	8月	5日	平成26年度第1回盛岡市青少年問題協議会 ・新盛岡市青少年健全育成計画の取り組み状況について ・盛岡市子ども・若者育成支援計画の骨子案について
	11月	7日	平成26年度第2回盛岡市青少年問題協議会 ・盛岡市子ども・若者育成支援計画の素案について
	11月	10日	政策形成推進会議
	11月	13日	市議会総務常任委員会
	11月	19日	青少年行政推進連絡会議（子ども・若者行政推進連絡会議に改編）
平成27年	1月	22日	平成26年度第3回盛岡市青少年問題協議会 ・盛岡市子ども・若者育成支援計画（案）について
	1月	26日	政策形成推進会議
	2月	2日	庁議
	2月	16日	市議会全員協議会
	2月	17日	パブリックコメント
	～3月	10日	
	3月		市長決裁

資料2 子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者育成支援推進法

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）
- 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）
- 第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）
- 第五章 罰則（第三十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円

滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

（子ども・若者指定支援機関）

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

（指定支援機関への援助等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

（設置）

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

（組織）

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

（子ども・若者育成支援推進本部長）

第二十九条 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（子ども・若者育成支援推進副本部長）

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（子ども・若者育成支援推進本部員）

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正)

第三条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議等」を「基本計画」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章基本計画

第八条から第十一条までを次のように改める。

第八条から第十一条まで削除

第十二条の見出しを削り、同条第一項中「会議」を「子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第二十六条に規定する子ども・若者育成支援推進本部（第三項において「本部」という。）」に、「定めなければならない」を「定め、及びその実施を推進するものとする」に改め、同条第三項中「会議」を「本部」に改める。

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）第八条第一項に規定するインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議が旧法第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画は、この法律の施行後は、本部が前条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第十二条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

(内閣府設置法の一部改正)

第五条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十六号の二の次に次の一号を加える。

二十六の三子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること。

第四条第三項第二十七号中「前号」を「前二号」に改める。

第四十条第三項の表中「

インターネット青少年有害 情報対策・環境整備推進会議

青少年が安全に安心してイ ンターネットを利用できる 環境の整備等に関する法律
--

」を

「

子ども・若者育成支援推進本部

子ども・若者育成支援推進法

」に改める。

資料3 盛岡市青少年問題協議会設置条例

○盛岡市青少年問題協議会設置条例

昭和34年3月30日条例第14号

改正

昭和36年6月21日条例第32号

昭和41年12月26日条例第35号

昭和63年3月23日条例第4号

平成4年3月24日条例第7号

平成9年3月4日条例第2号

平成11年6月29日条例第31号

平成12年12月26日条例第43号

平成17年3月1日条例第2号

平成17年12月26日条例第35号

平成26年3月26日条例第3号

盛岡市青少年問題協議会設置条例

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、市長の附属機関として、盛岡市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員25人以内をもつて組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 知識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第4条 協議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選とする。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 委員の定数は、第2条第1項の規定にかかわらず、玉山村の編入の日から平成19年10月31日までの間、33人以内とする。

附 則 (昭和36年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第4号)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日に学識経験者のうちから委嘱される盛岡市青少年問題協議会の委員の最初の任期は、改正後の盛岡市青少年問題協議会設置条例第2条第2項本文の規定にかかわらず、昭和64年10月31日までとする。

附 則 (平成4年条例第7号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第2号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第43号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成17年条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第35号)

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成19年10月31日までの間に委嘱される盛岡市青少年問題協議会の委員の任期は、改正後の盛岡市青少年問題協議会設置条例第2条第2項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (平成26年条例第3号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に盛岡市青少年問題協議会の委員である者は、改正後の盛岡市青少年問題協議会設置条例第2条第1項の規定により盛岡市青少年問題協議会の委員に委嘱されたものとみなし、その委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成27年10月31日までとする。

資料4 盛岡市子ども・若者行政推進連絡会議要領

盛岡市子ども・若者行政推進連絡会議要領

平成26年11月28日

市長決裁

(設置)

第1 子ども・若者に関する施策について関係各課等の連絡調整を図り、もって市の子ども・若者行政を総合的かつ効果的に推進するため、盛岡市子ども・若者行政推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2 連絡会議は、会長、副会長及び委員若干名をもって組織する。

2 会長は市民部長を、副会長は市民部次長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、男女共同参画青少年課長、地域福祉課長、障がい福祉課長、子ども未来課長、生活福祉第一課長、企業立地雇用課長、健康推進課長、保健予防課長、少年センター所長、学校教育課長、生涯学習課長並びに市長が指名した職員をもって充てる。

(会長及び副会長)

第3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 連絡会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外のものを会議に出席させることができる。

(庶務)

第5 連絡会議の庶務は、男女共同参画青少年課において処理する。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は、平成26年11月28日から施行する。

資料5 青少年行政のあゆみ

年	世界の動き	国の動き	岩手県の動き	盛岡市の動き
平成2年 (1990年)	・「児童の権利に関する条約」を発効			
平成6年 (1994年)		・「児童の権利に関する条約」に批准		
平成13年 (2001年)				・「盛岡市青少年健全育成計画」を策定
平成14年 (2002年)	・「児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書」を発効			
平成15年 (2003年)		・「青少年育成推進本部」を設置し「青少年健全育成施策大綱」を策定		
平成17年 (2005年)		・「児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書」に批准	・「いわて青少年育成プラン」を策定	・「新盛岡市青少年健全育成計画」を策定
平成18年 (2006年)			・「青少年活動交流センター」を開設	
平成19年 (2007年)			・「青少年の環境浄化に関する条例」改正	
平成20年 (2008年)		・新しい「青少年健全育成施策大綱」を策定		
平成21年 (2009年)		・「青少年インターネット環境整備法」を施行 ・「青少年インターネット環境整備基本計画」を策定	・「岩手県ひきこもり支援センター」を開設	
平成22年 (2010年)		・「子ども・若者育成支援推進法」が施行 ・「児童ポルノ排除総合対策」を策定 ・「子ども・若者ビジョン」を策定	・「いわてこどもプラン」を策定	
平成23年 (2011年)			・「いわて青少年育成プラン」改定時に「都道府県子ども・若者育成支援計画」に位置付ける	
平成24年 (2012年)		・「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」を策定		・「もりおかユース塾」をスタート
平成25年 (2013年)				・もりおかユースネット」を立ち上げる

ニート・ひきこもり・貧困を考える

医療法人爽風会 佐々木病院診療部長 斎藤 環 氏
特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい理事
反貧困ネットワーク事務局長 湯浅 誠 氏

日時 2012（平成24）年12月22日 15時30分から 会場 プラザおでって 3階 おでってホール

〈おことわり〉 斎藤、湯浅両先生のご了解をいただき、趣旨を変えない範囲で一部省略及び見出しを加えて対談録として掲載させていただきました。
講師の肩書は、対談当時のものを使用しております。

司会 それでは、この時間は「ニート・ひきこもり・貧困を考える」と題して、先ほど御講演いただいたお二人の講師をお招きして、「貧困」「ニート」「ひきこもり」の3点をテーマにお話しいただければと思います。斎藤さん、湯浅さんの順で、補足があれば、最初にお願いしたいと思います。まずは斎藤さん、いかがでしょうか。

斎藤氏 今日、湯浅さんのお話を伺って、私が当初予想していた以上に共通点といいますか、接点が多かったなという印象ですね。具体的には、まずニーズの掘り起こしというところですね。

「ホームレス、ニート、ひきこもり」問題が置かれている状況

斎藤氏 最後のほうに出ていましたけれども、「放っておいても問題が見えてくれば解決が進むであろう」みたいな話じゃないわけです。ひきこもりの問題というのは80年代から今まで膨れ上がってきたんですけれども、名前もつけられていないし、支援の方法もわからないし、一番の問題はモデルがないこと。今まで日本の精神医学というのは、ドイツとか、アメリカとか、フランスに前例があって、それを翻訳して輸入して対策を考えていったという傾向が大変強いんですね。

ひきこもりに関してはそういう先例が一切なかった。日本オリジナルの問題だったので、独自に作るしかなかったんですけれども、それがたぶん問題化してから10年以上遅れたという経緯があって、その点が湯浅さんのお話と非常に共通しているのかなと感じております。

モデルがないので、独自の手法で工夫してやっていくしかない。問題が起こってから行政がその対策に乗り出し、社会が動き始めるまでに非常に時間がかかってしまう。

我々がひきこもりの問題に気づいて指摘してから、社会問題化するのに10年ぐらいかかっていますけれども、それは時間が経ったから対策が立ったんじゃないじゃなくて、人が死んだからですよ。

具体的に言いますと、2000年に柏崎で少女監禁事件があって、それから2カ月後に西鉄バスジャック事件があって亡くなっていますよね、殺人で。どっちもひきこもりが絡んでいると思われて、正しくはないんですけれども。政府が重い腰を上げて、ひきこもり研究班をつ

くって、2003年には支援ガイドラインがつけられるというような非常にもたついた動きがあつて。ずっとこういうモデルが日本の弱者支援の現場では繰り返されている。

不登校が問題となったのは、戸塚ヨットスクールで人が死んだからですよ。そういうことがなければ国は動かないということです。逆に人が死ねばどうにかするというのはあるんですけども、そういうモデルがもう立ち行かないだろうということです。

ニート支援の場合のみ例外で、ニートに関して言うと玄田有史さんが、論文で発表しないで、いきなり幻冬舎というところから『ニート』というベストセラーを出したんですね。ブームをつくったら国もついてきて、予算も確保することができたわけですね。それで、流行語になるというふうな現象をつくり出す、というある意味、学者が芸人化していかないとはいけなくて、そういうパフォーマー的にならないといけません。

こつこつ勉強して、研究して、功績をあげても全然政府が動いてくれない。目指すところはパフォーマーという難儀な時代になっている状況もあって、いかに支援ニーズを掘り起こして、支援を考えていくかといったことは、大変重要な点じゃないかなと感じております。

参考にしたい秋田県藤里町モデル

齋藤氏 もう一点だけつけ加えると、最近気になっているのは、秋田県に藤里町という小さい町があるんですけども、そこは実に成人男性1,200人の1割くらいの100人がひきこもっているという町です。

原因はアルコール中毒などいろいろですけども、ここは何で人数の把握が計測できたかという、発想を逆転したんです。つまり相談窓口、相談に対するインフラを先につくった。インフラをつくった後で、「あなたの知り合いにはこういう場所を利用する人がいますか」と聞いて回った。すごいこれは天才的な発想ですね。内閣府が「お宅にひきこもりの人いませんか」と聞くよりはるかに効率がいいし、正答率が高まるという意味でも、アイデア賞ものだと思うんですけども、こういう支援モデルというのやはり現場から発案されたもの。

ちなみに藤里町では、精神科医が一人も絡んでいない形でこういう支援モデルが構築できています。それが可能なのだという点でも非常に参考になりますし、藤里モデルというのは、ひきこもり支援に限定した話ですけども、新しい支援のあり方として大変参考になるし、ニーズの掘り起こしと、それからアイデアをいかにして出すかということが、重要じゃないかなということを感じながら聞いておりました。

司会 ありがとうございます。続きまして、湯浅さん、いかがでしょうか。

湯浅氏 モデルがないと。それを私も同じことを思っています、これは2つ原因があると思うんですけども。

つながりをつくることに慣れていかななくてはいけない

湯浅氏 一つは、まず一般論的に言うと、なかなか私たちはつながりのないところにつながりをつくっていくということに慣れていないということです。たとえば今回の大震災で深刻だった地域とか沿岸部ですよ、岩手沿岸部、宮城沿岸部。とても地縁関係が強いところで、「おじいちゃんのおじいちゃんのおじいちゃんから住んでいます」みたいなことを、俺はここに300年住んでいるみたいなこととおっしゃるんですけども、そうした人が多いんですよ。それって、その人にとってのコミュニティというのは、たぶん生まれてこの方あるものだと思うんです。

要するに自分がそのコミュニティーの中に生まれ落ちるということですね。そこではもう何かトラブルがあったときの解決の仕方とか、いわゆる文化とか作法とか、何かあったらこうするもんだみたいなことが決まっていて、世代ごとにマイナーチェンジしながらも基本的にはそれを引き継いでいくと。

逆に言うと、それが息苦しいと思って出ていく人もいるというようなことだったと思うんです。それが日本の古くからの地域社会の基本的なあり方だったんだとすると、高度経済成長というのはそれに対して、そこから出てきた人たちが、ダーっと都市部に移って、いわば無縁状態の人たちが集まってきた、地域も違うし出身も違う。

そこで、今度はそれに代わったのが社縁なんだと思うんですね。就社と言ったりもしますが、会社に自分自身が就職していると。それは別に自分でつくるというよりは、その会社のコミュニティーに入るといった感じですよ。

そんな時に地域コミュニティーは、都市部では今度は要らないものということになる。「そういうのが嫌で出てきたのに、何でまたつくりたくないといけないんだ」みたいな話になって。地域コミュニティーにしる、自治会組織にしる、例えば農業だったらJAとか、労働組合とか、そういうものがある。

要はそこから外れたときに人と人がどうやって結びついていくかというノウハウの問題で、あまり直面しないでやってこられたということなんじゃないかと思うんです。

今それぞれの力が相対的に落ちてきて、だからこそ人と出会ったり、つながっていったりしていかなきゃいけないんだけど、いざとなるとやっぱりそのやり方はよくわからないと。自分たちの中に蓄積されていないからですね。

そういう意味でモデルがなくて、ただニーズの掘り起こし、さっきの斎藤さんの話の中でも同じような話出てきましたけれども、「大丈夫ですか」と聞けば「大丈夫です」と答えるのが人間なのでその時に、どうやったら本当に大丈夫かどうか分かるような関係がつかれるのか、ということが我々の腕の見せどころだと思うんです。

じゃ、その腕の見せどころのノウハウがどれくらいあるかというと、結構、社会全体としても乏しい、個人としても乏しい、ということなんだと思うんです。そういう意味で、モデルがない、慣れていないということが一つある。



自己責任論では問題は解決しない

湯浅氏 そのときに、もう一つ大きいと思っているのは、いわゆる自己責任論に至っているんですね。

そこは一番簡単な解決策なんで、自分が解決できない、ニーズを掘り起こせない、うまくコミュニケーションがとれない、「それは本人にやる気がないからなんだ」、という結論が

.....

一番自分にとっては楽だから、そっちに流れちゃっているんですね。それは、ノウハウがないことの裏返しなんですけれども、自分自身が解決策を持っていないことに向き合うというのは辛いから、むしろ相手の問題にしちゃう。その意味でとられた便法がいわゆる自己責任論。

いじめの話も同じだと思っているんですけれども、多くの人はいじめている方でもいじめられている側でもない。第三者として、そういう場面を最初に見たときって、何となくざわつきますよね、それで、何かやったほうがいいんじゃないかといういろんな声が自分の中でできて、心がざわつく。心がざわつくと、苦しいですよ。人間はそういう状態に長く耐えられないんで、それはあの子の問題なんだと思っちゃうんですよ。

「あの子の笑い方が気持ち悪いからいじめられる」と、「それ直せばいいんだよ」と。あるいは「本当に嫌だったら嫌だと言えればいいのに、言わないから、いつまでもああやってまたじゃれ合っているみたいにして、いじめられ続けるんだ」というふうにその人の問題にしちゃえば、その瞬間に自分の問題じゃなくなってくれるので、もう自分は苦しくなくなるわけです。

何かしなくていいのか、みたいな自分の中の声と向き合わなくていいので、そういう意味ではそこから開放される。やっぱり人間って解決策が手元にないと、どうしてもそっちに流れちゃうんですね。

そんな意味で、モデルがない、つながり方がわからないということと、自己責任論的な風潮は表裏一体だと思っているんです。この表裏一体が相まって、いろんなものを遅らせていった。いろんなものを遅らせていって、結構大変なことになっちゃって、それで今慌てているということかなと思っているんですよ。

アルコール依存症の人に似ていると思っているんです。なかなかアルコール依存の人も向き合えないんですよ、最初はね。だから、「自分はいつでもお酒やめられる」と言うんですよ。やめられないじゃないですか、病気だから。それで、そのうち連続飲酒状態になり、仕事できなくなり、家族も崩壊し、そのうち足むくみ出しちゃったりして、それでどこかで底つくわけですね。底ついて、これはもう自分の力ではだめだと思ったときに初めて、「おれ、どこの病院が治してくれるかな」と病院探し出すんですよ。

本当の問題解決に行くのって、一番認めたくないことを認めた後なんですよ。だから、自分の持ち札が少ないことってなかなか認めたくない。それは社会も同じなんですけど、それが認められると初めてそこで本当の問題解決になるということ。

逆に言うと、だから私は、日本社会は決してアルコール依存の人をだらしないとか、そんなふうにして笑える資格はないんだと言っているんです。

今のモデルがないという話、あるいはニーズがうまく掘り起こせないという話は、ひきこもりだけでなくホームレス問題とか、いろんな課題、この間のいろんな課題そのものに共通しているし、それは日本社会の歴史的な経緯、特に、高度経済成長期以来の歴史的な経緯を引きずっているなどと思っています。

司会　　今、モデルがない、ニーズの掘り起こしという観点から、さまざまなお話をいただきました。今回会場の皆さんから質問をたくさん頂戴しております。その中からセレクトして、何点かお答えをいただきたいのですが。

斎藤氏　世界の日本化のところで、親との同居率が高まるという問題を指摘しました。失業手当が過剰であるということで、フランスの例を出したわけなんですけれども、これの一つの要因とい

うのは、働かないほうがお金がたくさん入る、となってくると、働かないライフスタイルを選ぶ人がふえてくるという帰結。その代わりに親と同居して働かずに過ごすというライフスタイルが選ばれがちであるという解釈が、フランスでのタンギー症候群の増加に関する例ということです。

コミュニケーション偏重社会が「ひきこもり」の温床

斎藤氏 それから、コミュニケーション偏重の問題といいますのは、この辺は時間がなかったから触れなかったんですけども、資料には書いてありますね。コミュニケーション偏重主義とは何かというと、これは発達障がいブームと表裏一体です。今は若い世代に流行っていますよね。「コミュ障」とか、ありますけれども、そんなに略して使われるくらいのキーワードなんです。

どういうキーワードか、これ就活のキーワードです。企業が「コミュカを重視します」とか言ってドーンと謳ったりしますね。それから、学生時代からのコミュカというのはかなり決定的なものになっていて、例えば、湯浅さんがいじめの話をされましたが、今いじめの温床として知られているものに、スクールカースト（教室の身分制）というのがあるのですね。教室の身分制というのは何かというと、序列があるわけです。序列というのは、仲よしグループができるじゃないですか。仲よしグループの力関係をスクールカーストといいます。勝ち組と負け組になるわけですね。何が勝ちで何が負けかを決定づけるのは、今は事実上、ほぼコミュカのみという、非常に貧しい判断基準があるとされています。

スキルが高い連中がクラスを支配していて、低い連中、オタクなんかは典型的ですけども、彼らは最底辺に甘んじざるを得ない、という残酷な構図があって、私が思春期だった30年以上昔には、もうちょっと評価軸が多様だった気がするんですよ。勉強ができるとか、スポーツが得意とか、しゃべらないけれども絵がうまいとか、そういった一目置くという作法があったと思うんですけども、今はないんですね。

いずれコミュカが低ければ、勉強できても相手にされないとか、クラスで勉強できてもキモいとか言われる世界なんで、非常にこれは苛酷な生存競争、コミュカに一本化しているんですね、軸が。多様化に相反する状況が、今、教室空間を支配していて、要は子どもの世界は基本的に大人社会の雛形ですから、いかに大人社会がコミュカ偏重になっているかという現れですから。

コミュニケーション偏重の問題は、ひきこもりの温床だからです。ひきこもりというのは、要するに、このコミュニケーション偏重社会で、（自分は）なじめなかった、という自意識がもたらす部分も相当あって、「俺は負け組なんだ」と中学校くらいで思っちゃうと、そこから社会性を自分からどんどん放棄していくということがあって、また、思春期の葛藤の最大の問題は、今のこの苦しさは一生続くと思ひ込みがち、ということなんです。実はそんなことないんですけども。

彼らは一度そう思い込んだら、なかなかそれを捨てられないので、その負け組意識がずっと続いてしまうという苦しさがあって、幾らその後成功しても、そのとき感じた負け組意識というのはなかなか大人になっても払拭できない人もいたりします。

コミュニケーション偏重の背景が、私は、ひきこもりやフリーターそれとホームレスの増加にかなり深く関与しているという印象を持ってまして、これが社会への再参入を妨げているということ。「どうせ俺はコミュカ低いから就活しても絶対受からないから…」と、先

取りして失敗を予測してしまうところがあるということだと思っ
司会 湯浅さんをお願いします。
湯浅氏 ホームレスの背景に社会のストライクゾーンが狭くなったと言
因についてお考えがあればという質問ですが。

社会のストライクゾーンが狭くなった要因

湯浅氏 ストライクゾーンが狭くなって排除される人が増えるという構
それは、雇用もそうですね。雇用の問題というのは、非正規が増えたの何だのというふう
に言われて、そこに不安定雇用と人の価値観がセットになっちゃっていると思うんですね、
特に男性が。それがまともな職につけない、それを本人がだらしがないからだ。だから、非
正規雇用の特に男性は、家族の評価も低いし、地域の評価も低いと。結果として、自己評価
も低いということになっていって。
そのことと、本来働き方は切り離されるわけなんです。日本人ってやっぱりものすごく
働く人たちなので、仕事が生活の一部のはずなんですけれども、生活が仕事の一部になっ
ちゃってたりしますから。そういうイデオロギーというか、支配力が非常に強くて、その中
で現実にはそれに乗れない人が増え続けていくわけですから、当然肩身の狭い思いをする。
自己評価も低い人が増えてきているということになります。
そこは、本当は切り離したり、そうではない形の社会構造にしていったり、正規の職に改
善していったり、そういうことが必要なんですけれども、それを妨げてきたのがさっき言っ
た対応力の弱さと、その裏返しとしての自己責任論。結果的にはその狭間に落ち込む人が
増えていくということ。会場
会場の皆さんは支援に何らかの形で携わっておられる方が多いということだったんで、そ
れに関する質問もいくつかいただいています。
相互の連携について心がけていることがあったら伺いたい。
あとは、ノウハウや連携が大事だというのはわかっているんだけど、他の機関とのつ
き合い方なんかで、本来自分たちのところへ人を紹介してほしいがために、ただただ「〇〇
な人がいましたら当方につないでください」という言い方になってしまっています。失礼だ
と感じつつ。もうちょっと大事なポイントなどがあったら教えていただきたい」という質問
です。
それはいろいろ試行錯誤しながらやっていくしかないことなんですけれども、1つはツ
ールの問題は重要だと思っています。

炊き出しは信頼関係をつくるツール

湯浅氏 たとえばホームレス支援で言うと、炊き出しというのは別に御飯をあげるためにやっ
るんじゃないんですね。炊き出しというのは、野宿の人と関係つくるためにやっているとい
うことです。
だって、我々がやれる炊き出しって週1回ですから、野宿の人は1日3食食う人はめった
にいませんけれども、2食食うにしたって14食ですから、1週間14食のうち1食提供したぐ
らいでどうにもならないんで。でも、そういう中で炊き出しやるのは、結局そのツールを使
って関係をつくっていくためなんです。だから、炊き出しにもいい炊き出しと悪い炊き出
しがある。こっちが全部つくって野宿の人にあげるというやり方、これは悪い炊き出しです

ね。つまりそれってほとんど接点がないでしょう。あげる時だけですよね、接点は。

向こうは余計何か恐縮しちゃって、また俺は人からもらってしまったみたいな感じで。その瞬間で終わりますよね。だから、全然コミュニケーションがとれないし、こっちがあげる人、あなたはもらう人というような関係が固定化すると、何かいろいろ言いたいことあっても言ってくれないんですよ。こいつに変なこと言ったら、炊き出しもらえなくなるんじゃないかと。

だから、我々は共同炊事をやります。共同炊事というのは、野菜とか肉を公園に持ち込むんです。「俺ら人手が足りないから、一緒に作ってくれないか。」とやるんですね。そうすると、出てくるんです、元調理人とか、いっぱいいるんですよ。（笑い）

路上の人って、路上に来る前は働いていたんですからね。料理人とか、建築業とか、建設業とか、いっぱいいるわけです。料理人が出てきて、それで一緒に作って、一緒に飯食って、一緒に片づけるわけじゃないですか。もうこれで3時間ぐらいです。3時間一緒に作業をするということは、それだけいろんな場面でコミュニケーションが生まれるということですね。

しかもこれで重要なのは、こっちが教えられる立場に立つっていうことですね。300人分の炊き出しとか、どう見たって彼らのほうがうまいわけです、元調理人なんか。そんな切り方じゃだめだとか、これでは早く火が通らないんだとか、味つけはこうやってやるんだとか、教える立場に立つと。

野菜や肉は用意してやる。相手が金がないからそこは我々がやるしかない。けれども、そうやっていって、場面によってはこちらが教えられる側というふうになると、対等な関係に近づくわけですね。そうすると、遠慮なくしゃべれるようになる。

そうは言っても、やっぱり遠慮は生まれるんですけれども、それでもそういう場面も織り込まれていくと、いろんな話が出てくるようになるんですよ。そういう中で、ではこれから何やっていこうか、みたいな実質的な相談もできるようになるという意味では、炊き出しというツールは極めて重要で、そのツールをどう使うかということがいわば我々の力量なんです。そこが工夫の一つなんですね。

大阪のボランティアが考えた「購買」という形の支援

湯浅氏 今日売ってもらっていないですけども、私この1年半ぐらい、自分が話をするときに一緒に会場で売ってもらっている、被災地の障がい者作業所でつくっているいろんなグッズがあるんです。クッキーとか、コーヒーとか、バクスリンみたいなバスボールとか。それも、始めたのは大阪の人たちなんです。大阪って、遠いんですよね、この東北の被災地から。飛行機でしょっちゅう来るといっても、それは金額が莫大なので、なかなか大勢で来るといことはできないですね。

遠くて通えないけれども、通えないなりにやれることはないだろうかと考え、購買支援だったらできるということで、被災地の障がい者作業所の何十かとネットワーク組んで、一括購入して、東京にもいろいろショップを出したりしながら販売ルートをつくっていったんです。それに賛同した私もちょっと手伝ったんですけども、去年で3千万円かな、4千万円かな、売り上げたんです。障がい者の作業所って、作ったものの販路に、皆さん一番苦労しているんですよ。

そういうことをやってプラスになっていくわけですけども、それもやっぱり知恵ですよ、アイデア。要するに「できない」で済まさなかった。できない理由探せばいくらでも出

てきますからね。知恵とアイデア，スキルとノウハウの勝利というところがあって。それはいろんな局面に生かされるべきだというふうに思っています。

連携はちっちゃい技の集積から

湯浅氏 だから、「〇〇な人がいたから，だからこっちへ繋いでくださいね」というのもやっぱり言い方としてはまだまだ足りないのだろうと思うんですね。それは，何か商品売る時に営業の人が，「うちはボールペン作ってますから買ってください」と言ったら買ってくれるかということ，なかなか買ってくれないわけですね。いかにうちのボールペンに特徴があるかということを書いていかないとならない。

つないでもらうためには，そういう優秀な営業活動をやっていく必要がある。ただ実際に，私はパーソナルサポートという，岩手でもやっていただいているモデル事業を，内閣府参与の時にやったんですが，これがなかなか難しいのです。他機関との連携とカリファーが難しいんですね。

何で難しいかということ，やっぱりそれぞれが抱え込むわけですね。だから，自分のところに来ている相談者を他のところに回すというのは，「自分のところではできません」と，音を上げているみたいに思うんです。「あそこはできないところだ」と言われるんじゃないか，と思っちゃう。だから，できるできないにかかわらず抱え込む。そんなことが起こって，なかなかうまくいかなかったんです。

それで，大阪の豊中の地域で開発したのは，ポイント制です。たとえば，帰来先がないとか，住居がないとか，失業しているとか，そういうのをポイント化して行って，何ポイント以上の人は自動的に回すというふうにしたそうです。3要因以上とか，4要因抱えている人とか。もうある種これは機械的に。最初は自分たちの裁量で，いろいろやっていました。

私もそのいろいろな機関に顔を出したし，市も一生懸命仲介してくれたんですけども，どうしてもいろんな機関との関係性だけでは抱え込みを突破することができなかった。そこで結果的にとった選択肢はポイント制ということになった。そうしたら回るようになった。そういうこともやっていかざるを得ない局面というのはあると思うんです。

でもそれだって，「うちもポイント制にしたらいいのにな」と言っているだけではだめで，ポイント制をつくらうという気運を，役所を含めて巻き込んでいかないといけない。この役所を巻き込んでいくのだから，ノウハウがあるんですね。

そういう意味では，結局そうした，ちっちゃいわざの集積だということ。それが地域力ということなんで，あるいは社会の力，そのわざをコツコツ，コツコツためて集積していくことがやっぱり大事なんじゃないかな，というのが私が今思っていることです。

斎藤氏 今，湯浅さんの話を聞いていて，私の支援経験で重なるところがあったと思います。それについてちょっとお話ししたいと思うんですけども。

斜めからのアプローチが有効

斎藤氏 ニーズの把握をする場合に，正攻法で正面からいってもニーズは把握できないということが多いということですね。私も被災地で医療ボランティアをやりました。有名な話ですけども，メンタルケア，心のケアはどこへ行っても門前払いで「要りません」です。「心のケアです」と言うとクモの子を散らしたようにみんな逃げてしまうというのです。（笑い）

要するに，偏見もあるんですけども，言い替えますと，いささか作法がなっていないと。

いきなり初対面の人に自己開示を迫るといふ、大変不作法なことをやっているのですよね。そんなことを正攻法でやって成功するほうが不思議なくらいで、特にそういう自己開示になっていない人にとっては面倒なことこの上ないですよ。どう言ってもいいかわからないから、とりあえず「困っていることはありません」と言っちゃうしかない。言われたほうは、「ああ、ニーズがないんだ」と思ってしまうという不毛な結果になるわけです。

私が1つ工夫したのは、一応医者ですので、血圧測定やりませんか、と御用聞きしたわけですよ。血圧測定は大体断りませんね。指でピッと測るんじゃなくて、わざわざ腕にマンシエット巻いて、時間かけてはかるやつでやって、1分ぐらいかかるわけですよ。測りながらいろいろしゃべっていくと心がほぐれてくるということがあります。

この本の中でも、湯浅さんの、足湯の話がありますね。いろいろ書いていますけれども、斜めからアプローチしていくと本当のニーズがわかるということがむしろ多いんですよ。だから、いきなり一回で攻める方法論というのは、これからは廃れていくのではないかな。もう少し洗練された切り込み方というか、把握の仕方みたいなものが必要なんじゃないかなと、そんなところでも随分違ってくるということですよ。

だから、ニーズの把握というのは、結構そういう苦労しないと把握することできないということもあり得るわけですよ。特にこういう、ひきこもりのような繊細な問題、恥や偏見が絡む問題に関しては、正面から切り込んでも突き返されてしまう可能性があるし、よく考える必要があるかなというふうに思いました。

「絆（きずな）」という言葉は福祉になじまない

斎藤氏 それから、さっきの自立の問題、自立を促すということについて。

「絆（きずな）」という言葉もけっこう曲者であるとは思っているんです。絆という言葉は一見美しいですが、もともとこれは牛や馬をつなぐ綱ですから、拘束です。縛ること。それを絆といいます。まさに家族とか地縁で拘束が煩わしいと思うというようなことにも、絆という言葉を使うんですけれども、何か美しいことみたいに捉えられて、去年の漢字か何かになっちゃいましたけれども。

絆主義というのはある意味、行政にとってとても有難い。なぜ有難いかというと、人々が自助努力してくれるからですよ。家族の絆とか、それから土地の絆とか、そういう横のつながりの中で弱者保護を勝手にしてくれるので、政府はあまり関与しなくても済むわけです。大変有難いわけなんです。人々が絆を大事にしてくれたほうが、実は行政は手を抜けるという側面もありますので、これは基本的に福祉にはなじまない言葉だと思っています。

もっとも福祉の問題だって別にあって、たとえば北欧のように福祉がすごく発達した国では、今度は家族がバラバラになりやすいという状態が出てくる。この家族をどう位置づけるかというのがすごく大事なところで、私は家族という単位、絆に関しては、今は肯定的に考えるしかないと思っています。

これは、人々の自然な感情に生かされるという点もありますし、家族単位で支援するほうが何かと効率がいいんです。そういう方法での支援システムが構築されれば、非常にこれは有益になると思うんですけれども、あまり個人に対する福祉に偏り過ぎると、家族が解体してしまうという副作用までもあるやに聞きましたので、そこまではない範囲でどうやっていくかが、さじ加減として結構大事じゃないかなと思っています。

私も会場からの質問についてちょっとお答えしたいと思うんですけれども、一つは、レジ

.....

ユメの中でひきこもりだけ世帯数であらわしている、そんな細かい突っ込みがありましたけれども、これは1世帯に2人以上ひきこもりがいるということがあるからです。そういう場合、人数把握できないので、世帯数で表わすしかないんです。家族に守られている。双子で2人ひきこもりとか、3兄弟でひきこもりとかいう場合もありますので、実際に見積もられた人口よりはるかに多いと考えたほうがいいたろうと思います。

崩れるマズローの欲求段階説

斎藤氏 それからもう一点、マズローの欲求段階説についてですが、本当のこと言いますと、あまり信じていないんですよ。今はあれは崩れていると思います。圧倒的に承認欲求が肥大していて、自己実現欲求がどっかに行っちゃっていますし、それから生理的欲求とか、そういう次元も非常に衰弱していると思います。あとは、それに付け加えたいのは情報欲求ですね。情報に対する欲求の水準が上がって、それは何段階目かに絶対入れるべきなんですけれども、入っていませんから、それはつけ加えたほうがいい。本当はそう思っているんですけれども、わかりやすさのためにそういうところを全部犠牲にして説明いたしました。悪しからず御了承ください。

それから、大事な問題としましては、これは大変深刻だと思っているのは、農村部の30代の方が、「仕事したい」と言っているにもかかわらず、家族が反対しているということです。

私もこういう例は見たことがないのですけれども。家族が「今さら何を言うか」と反対している、家族訪問も拒否しているということで、これは難しいですね。本人が家庭から出てこない限り支援できないんですね。

私は、ひきこもりの原因は家族だと思っていますので、家族がいなかったらひきこもれませんから。そういう意味ですよ。だから、家族が壁になりやすいんですね、こういった場合。支援の場合でも、反対する人がいれば壁になりますし、支援されていることを恥と思う意識があったりすると大変難しいということになります。

こういったことに関しては非常に間接的ですけども、継続的な活動を繰り返して、情報提供して、「何とかなる問題だよ」ということを理解していただくというところから地道にアプローチしていくほかないのかな、と思うんです。

ここで、いきなりで恐縮ですが、私からちょっと湯浅さんに質問したいことがあるんですけども、よろしいでしょうか。

ひきこもりに関しては、先ほど言っていましたように海外にモデルが全然なかったんですが、ホームレスに関しては例えばイギリスのコネクションズとか、アウトリーチ型モデルというのがあったと思うんですが、湯浅さんもしくは「もやい」のネットワーク、あの辺の活動の中で、イギリスモデルというのはどの程度参考にされたのか。参考にされなかったとしたら、何かそこに日本の特殊な事情が絡んでいるのか、ちょっとその辺伺いたいと思うんですけども。

湯浅氏 参考にしてはいないんですね。というのは、特に私が活動し始めたころはよく知らなかったというのが正直なところで、よく知った上でこれは使えないな、と思って参考にしなかったというような高等なものじゃないです。単に知らなかったから、参考にしなかったということなんですけれども。

日本と海外のホームレスは違う

湯浅氏 でも違いははっきりしていて、まず一つは欧米では若年者がホームレスの一定数を占めているんですが、日本は中高年の方がほとんどだということです。これは、まさに家族主義の問題で、私は「のっぺり家族主義」と言っているんですけども、子どもが自活できなければとにかく30歳になろうが、40歳になろうが50歳になろうが、親が見るのが当たり前という、そういう文化ですから。生活できようができまいが20歳になったら家を出るのが当たり前という個人主義と当たり前が違うので、それは家の中にとどまることが多いという意味で違いが出るんです。

もう一つは、若年が少ないというのと、また別に、中高年が多いというのは、これは失業と直結しているということだと思えるのです。さっきの福祉国家の問題とも絡むんですけども、日本は極めて失業保険から何から貧困ですから、実際に失業する人は失業保険では余りカバーされないんですね。なので、いろんな失業保険で、失業している人の2割しかカバーしていません。実際に失業保険が効いている人は、めったなことでは失業しない人なんです。実際に失業する人は失業保険に入っていない人なんです。というような状態になっていますので、特に高度経済成長期に日雇い労働なんかで、それこそビルつくる、橋つくる、道路つくと支えてきた人たちは、日雇い保険というのがあるんですけども、それもあまり効いていないという状態になっているので、要するに失業が野宿と直結しちゃうんですね。私はこれを「ホームレスの東アジアモデル」と言っているんですけども、日本とか、韓国とか、香港にしか見られない状態ですね。

だから、海外のホームレス支援というと、斎藤さんみたいなお医者さんなんです、精神科医。

それは、ドラッグ依存とか、精神障がいとかを持っている人が路上に行く、若くても。だから、路上の問題というのは、病気、医療の問題あるいは障がいの問題と結構切り離せないというふうに認知されているし、実際そういう人たちが多くいるんですけども。

日本のホームレスの男性たちは元気なんです。つまり障がいも持っていない、失業が原因で野宿になっているだけ。逆に言うと、障がいがなくても、あるいはアルコール依存の人も確かにいますけれども、別にアルコール依存じゃなくても野宿になっているんです。それがまた本人たちのプライド問題にもかかわってくるんで。

海外で日本のホームレスの人たちのことで驚かれるのは、物乞いをしないということなんです。俺らは仕事がない失業者なんだ」という意識なのです。そういうところで何か自分を支えているようなところもあって、物乞いというのは自分たちのするものじゃないというふうな認識を持っているというふうなところとか、いろいろ違うところがあるなど。

斎藤氏 ありがとうございます。もう一個だけいいですか。

ヒーローは本当にいないのか

斎藤氏 最近湯浅さんが出された『ヒーローを待っていても世界は変わらない』という素晴らしい本があるんですが、一つの主張として、切り込み隊長型のヒーロー、つまり悪の根源みたいな、そういう人を見つけ出して徹底して叩いて喝采を浴びるといって、水戸黄門タイプのヒーローが活躍する世界ではもはやないという認識が、しっかり書かれていると思うんですけども。ただ本当にヒーローが必要ないのかどうかに関しては、私はいささか疑問が実はありまして。

と言いますのは、湯浅さんというのは、ヒーローだと思うわけです。ホームレス支援現場におけるヒーロー。やっぱり社会福祉で頑張る人って、何か泥臭いイメージというか、偉いんだけどあまり格好よくはない、みたいなイメージはあると思うんですけども、全く新しいそういう支援モデル的なところをつくられたという、一つのロールモデルとしての立ち位置でもあると思いますし。

それからまさに切り込み隊長タイプじゃなくてもヒーロー的な印象が見られるというモデルを実践されている。別軸でのヒーローはまた必要になってくるんじゃないかということをお前は考えているわけですね。たとえば折衝型ヒーローとか、交渉型ヒーローとか、敵の宇宙人と交渉して平和を成立させるような。

今の反原発モデルがダメなのは、まだ切り込み隊長モデルをやっているからなんですよ。この切り込み隊長タイプでは、全然立ち行かないとお前は思っています。なので、こちらの問題に関しても、だんだん成熟していけばそういったヒーローモデルのほうが前面にでてくるのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

湯浅氏 血圧上がりました、測ってもらいたい。(笑)

その本で書いた、いわゆるヒーローのプチタイプみたいなのは、社会運動の領域には多いんですよね。つまり自分の持っている能力を人の批判に使うという人です。結構当たっているんですよ、批評眼がやっぱり研ぎ澄まされているんですね。当たっているんですけども、仲間はいなくなりますよね。

これは自分自身の反省でもあるんですけど、私も30代前半ぐらいまでそんな感じだったんですよ。とにかくけっこう人を論駁するのが好きで。そのモードで一般社会でやると人がいなくなるんですよ。それで、本当に人がいなくなりましたね。(笑)

いわば底つき体験をしまして、これではいかんのだと思ったんです。なるべくその同じ能力なら、サポートや同じところ、共通点を見つけるために使おうと考えたんです。人を批判できるということは同じところも見つけられるはずなんですよ、そっちのほうが難しいんですけども。なので、なるべく相手との接点を求めるようにしてきたつもりです。

それは、今の切り込み隊長モデルと対比してみると、共感型のヒーローですかね。相手の役割を認め合いながら接点を見出していくということがどれだけできるかというのは、それぞれの力量の問題なんだと言いましたけれども、どっかの誰かの切り込み隊長のヒーローに、ばっさばっさとやってもらおうということを期待するということではなくて、やっぱり一人一人の人がそういう共感型のヒーローとしていろんなものをつないでいく。

成熟社会では一人一人がコーディネーター

湯浅氏 斎藤さんは、お医者さんはコーディネーターだと言いましたけれども、まさにひきこもり分野においてはコーディネーターにならざるを得ないと。私は、お医者さんだけじゃなくて、みんなコーディネーターにならざるを得ないはずだと思っているんです。特に私たちの国のように社会資源が乏しくて、一人一人が居られるところというのはかなり限られているので。

そういう中でも効果を出そうと思ったらですね、ここで努力するのが極めて重要になってくる。それはもう官民間問わずそうなのですけども、その意味で言うと、一人一人がそれをやっていくということがヒーロー待望論から日本社会が脱皮していく、もうちょっと言うと社会が成熟していくってそういうことなんだと。結構それは楽しくておもしろいんですよ、ということをお前の本の本の最後にかきました。まだ読んでいない方はよろしくお願ひします。(笑)

い)

司会 ありがとうございます。「ヒーローを待っていても世界は変わらない」という本のようにです。

最後に、社会とのさまざまなコミュニケーションの中で、どうしても外れてしまうとか、やっぱり認められなくて孤立してしまう。そういう中から、学校でいうと不登校になったり、そして成長していくとそのままひきこもりになるというような事例もある。そして、その人たちがいずれ働くこともできなくて、家族から見放されてしまって貧困になってしまうと、そういう現実も実際あるというふうに聞いております。

私たち支援する側として、どうやってそれを見つけていくのか、どういうふうに取りかかっているのか、というようなアドバイスがあれば、お伺いしたいのですが。

斎藤氏 早期発見ということなんですけれども、この種の問題は早く見つければいいというものではないということです。早く見つけて介入してしまうと、問題が固定してしまうという副作用もありますので、どのぐらい寝かせておくのか、どこら辺から問題にすべきかの判断は、非常に繊細な判断力が必要とされます。

学校との連携が最重要

斎藤氏 とりわけ不登校のような問題に対しては、一番手っ取り早いのは不登校からのこじれを予防するということ。ひきこもりをまさにゲートウェイの段階でくい止めるわけですから。

これをしっかりと考えていただく必要があって、窓口としては学校が一番把握しやすいですよ。学校が一番把握しやすくて、なおかつ対応しやすい環境があるのに、学校の先生方は忙し過ぎて、ちゃんとした対応ができないということがあるわけで、だからまさにそこは支援者支援の発想で、学校の先生を助けるという形で関わっていくということがあっていいと思います。

ついでに言えば、ひきこもり把握も学校を通じて把握するのが、たぶん数としては一番正確に把握できると思います。それから、藤里町の社会福祉協議会の方が発案したのですが、私がかねがねPTAと学校関係からルートをたどっていけば、ひきこもり把握はかなり簡単にできると思っていましたので、まさに我が意を得たりだったんです。

これはプライバシーも絡むので、あまり大々的にやれませんが、でも学校レベルでのやれることというのは本当に膨大にあると思います。ひきこもっていないけれども、ひきこもりになりそうな人とか、そういった人の把握とか個人情報に抵触しない形で、何がしかの把握の方法を学校という場所を活用してやれないものかということは常々考えています。

湯浅氏 同じですね、そりゃもう学校です。ただ難しいのは、やっぱり学校の先生は外の余計なやつが来て、余計かき回されたらたまらんと。

学校との連携ノウハウを積み重ねる

湯浅氏 これがうまくいっている高校レベルでは、札幌の大通高校とか、横浜の田奈高校とか、大阪の桜塚高校とか、春日丘高校、ここら辺が外の支援機関といい関係をつくっています。大体どこも同じことを言っているのは、見事に3年かかるというんですね。

やっぱり外部からの介入があったほうが、むしろ自分たちにとってメリットがあるんだということが、教員の中でも認知されたりしていくんですね、親御さんたちも含めて。その3年をどういうふうに積み上げるかですよ。最初は拒否反応を示す学校の先生も多いんです

よ。その時にどう学校の先生にアプローチしていくのか。肩書きは何でもいい、スクールカウンセラーでもサポステでも何でもいいんです。

その相談場所は学校の中のどこにつくるのか。職員室みたいなところに呼び出すんだったら、生徒は嫌がりますよね。じゃ、どこにつくりましょうとか、窓口つくったからって放っておいてもどんどん人が来てくれるわけじゃないんで。

さっきの炊き出しに当たるものは何か。何をしたら生徒たちが来てくれるのか、あるいは学校の先生にどうやったらそのメリットを見出してもらえるのか。それが結局ノウハウですよ。そういうことを、いろいろ知恵を絞ってやっていって、それで3年かかったということですから。

学校は極めて重要で、いろんなことが投げ込まれるのが学校でもあるんですよ。何かというと教育のせいだとみんな言うじゃないですか。だから我々みんなが、教育というか学校という場所が大事だと言っているだけじゃなくて、いろんな立場の人がいろんな意味で学校を何とかせよと言うわけです。そういうことに学校が振り回されてくたびれちゃっているんですよ。

そこをどうやったらここにメリットを感じてもらおうのかというのが重要で、結局私たちのできるもので、もしどうやったらいいかわからないという時には、ちょっと情報を集めていただくとか、場合によっては見学するとか、(いろんなことを)やって、何がうまくいくコツなのかを探す。アルコール依存の人が自分の病気を治してくれる病院を探すように、コツを探していくということが大事かなと思います。

司会 ありがとうございます。

本日会場にお越しの方の中には、中学校、高校の教師として勤められている方も、教育委員会の方もいらっしゃいます。学校とつながって活動をされている方、関わっていらっしゃる方、数多くいらっしゃると思います。もちろん子ども・若者支援というのは目指す方向、ベクトルは同じだと思うので、協力して連携をとりながらうまい具合に、未来ある子どもたちをいい方向に持っていけたらなと思っております。

斎藤環さん、湯浅誠さん、貴重なお話をいただきましてありがとうございました。

資料 7 用語解説

【本計画における呼称と年齢区分】

呼 称	年 齢 区 分
子ども	乳幼児期，学童期及び思春期の者
若者	思春期，青年期の者。施策によっては，40 歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。
青少年	乳幼児期から青年期までの者。なお，乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため，「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いている。
乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
学童期	小学生の者
思春期	中学生からおおむね 18 歳までの者 ※ 思春期の者は，子どもから若者への移行期として，施策により，子ども，若者それぞれに該当する場合がある。
青年期	おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満までの者
ポスト青年期	青年期を過ぎ，大学等において社会の各分野を支え，発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する，40 歳未満の者

※このほか，法令等により用語が定められており，それを使用することが適切な場合には，その用語を使用しております。

【用語解説】（ページ数は初出のページです）

用 語	解 説
不登校 (8 ページ)	何らかの心理的，情緒的，身体的あるいは社会的要因・背景により，登校しない，あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち，病気や経済的な理由による者を除いたもの。
ニート（若年無業者） (9 ページ)	ニート (Not in Education, Employment or Training) は，英国で生まれた言葉で「教育を受けておらず，働いてもない，そして，職業訓練も受けていない人」という意味ですが，厚生労働省の定義では，「総務省が行っている労働力調査における，15～34 歳で，非労働力人口のうち家事も通学もしていない者」としている。

用語	解説
ひきこもり (9ページ)	様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学，非常勤職を含む就労，家庭外での交遊など）を回避し，原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念。なお，ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが，実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低いことに留意すべき。（「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より）
地域若者サポーステーション（愛称：サポステ） (9ページ)	働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し，キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談，コミュニケーション訓練などによるステップアップ，協力企業への職場体験などにより，就労に向けた支援を行っている。サポステは，厚生労働省が認定した全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人，株式会社などが実施しており，本市には「もりおか若者サポートステーション」が設置されている。
虐待 (11ページ)	虐待は以下のように4種類に分類される。 身体的虐待：殴る，蹴る，投げ落とす，激しく揺さぶる，やけどを負わせる，溺れさせる，首を絞める，縄などにより一室に拘束するなど 性的虐待：子どもへの性的行為，性的行為を見せる，性器を触る又は触らせる，ポルノグラフィの被写体にするなど ネグレクト：家に閉じ込める，食事を与えない，ひどく不潔にする，自動車の中に放置する，重い病気になっても病院に連れて行かないなど 心理的虐待：言葉による脅し，無視，きょうだい間での差別的扱い，子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）など
児童虐待 (11ページ)	保護者（親権を行う者，未成年後見人その他の者で，児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う虐待。（「児童虐待の防止等に関する法律第二条第一項」より）
ひきこもり地域支援センター (33ページ)	ひきこもりの状態にある本人や家族が，地域の中でまずどこに相談したらよいかを明確にすることによって，より適切な支援に結びつきやすくすることを目的としたものである。本センターに配置される社会福祉士，精神保健福祉士，臨床心理士等ひきこもり支援コーディネーターを中心に，地域における関係機関とのネットワークの構築や，ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供するといった地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割を担うもので，本市には県が設置した「岩手県ひきこもり支援センター」が岩手県精神保健福祉センター内にある。

盛岡市子ども・若者育成支援計画

平成 27 年 3 月

発行：盛岡市市民部男女共同参画青少年課

〒020-0878 盛岡市肴町 2 番 29 号

TEL019-626-7525